## 第1 趣旨

この要領は、物品の購入、製造の請負、修繕(改造を含む。)、借受け、売り払い、役務の提供及び工事の請負(以下「契約案件」という。)の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、必要な事項を定める。

#### 第2 談合情報調查委員会

- 1 契約案件について入札談合に関する情報があった場合の事情聴取等を行うため、談合 情報調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
  - (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応
- 3 委員会は総務部長を長とし、給水部長、発注担当部の部長、総務課長(ただし、契約事務を分担する担当課長が置かれているときは、当該担当課長)及び入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する課の長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができる。
- 4 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる 事実を得た場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得な い事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもっ て会議に代えることができる。
- 5 委員会の事務局は、総務部総務課(契約係)に置く。

# 第3 情報の確認

入札に付そうとする契約案件について入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合は、当該情報の提供者の身元、氏名等の確認を行なう。

また、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出 所を明らかにするよう要請する。

## 第4 委員会への報告

事務局は、次の場合には、情報の内容を談合情報報告書(様式1)にまとめ、速やかに委員会に報告を行わなければならない。

- (1) 第3により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合
- (2) 事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合

### 第5 委員会による審議

委員会は、第4により事務局からの報告を受けた場合、当該情報について第6により調査が必要か否か及び第7以下の手続によることが適切であるか否かについて審議する。

### 第6 調査基準等

第5の調査の要否の判断にあたり、当該情報の内容から、契約案件が特定され、又は推

測される場合で、次の各号に該当するときは調査を行なうものとする。

- (1) 談合に関する具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの
- (2) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかなもの(報道機関からの通報による場合は報道機関への情報提供者が不明な場合を除く。)
- (3) 情報提供者が匿名の場合(報道機関からの通報による場合は報道機関への情報提供者が不明な場合を含む。)は落札予定者名を含むもの又は次のいずれかの事項が2つ以上含まれているもの
  - ア 落札予定金額
  - イ 談合に関与した者
  - ウ 談合が行われた日時及び場所
- (4) 談合に参加した当事者以外知り得ないと思われる内容((3)に掲げる内容を除く。)を含むもの
- (5) 上記のほか特に調査が必要であると認められるもの
- 第7 入札執行前に談合情報を把握した場合の対応

入札執行前に、第5の審議により第7以下の手続によることとした情報(以下「談合情報」 という。)があった場合は、原則として、次により対応する。

(1) 事情聴取

事情聴取は、委員会の複数の委員により、速やかに行う。委員は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して、入札参加者を個別に面談室等に呼び出して聞き取りを行う。この場合、積算内訳書等を提示するよう要請することができる。聴取結果については事情聴取書(様式2)に記録する。

なお、事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した うえで行なう。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、札幌市 水道局契約規程(平成4年水道局規程第9号。以下「契約規程」という。)第10条の規定 に基づき、入札の執行を延期し、又は取り消す。

- (3) 談合の事実があったと認められない場合の対応
  - ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全て入札参加者から誓約書(様式3)を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を、別紙1を参考として促したうえで入札を行なう。
  - イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められないが、談合の疑いを払拭できない場合には、次の方法を基本として入札を執行するものとし、当初の入札参加者が含まれる場合は、当初の入札参加者に誓約書(様式3)を提出させて、前項と同様の手続きにより入札を行なう。

ただし、次の方法により難い事情のある場合については、別途決裁のうえ他の方法により入札執行を行うことができるものとする。

- (ア) 当初の入札が一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるもの)の場合 入札を取り止め、入札参加資格要件の見直しを行い一般競争入札を執行する。
- (イ) 当初の入札が一般競争入札((ア)に掲げるものを除く)の場合

入札を取り止め、入札参加資格要件等の見直しを行い、新たに一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札を執行する。なお、指名競争入札を執行する場合には、当初の入札参加者をすべて入替える(すべて入替えることが困難な場合は一部を入替える)又は、新たな入札参加者を数者追加するものとする。

- (ウ) 当初の入札が公募型指名競争入札(参加申出型を含む。以下同じ。)の場合
  - a 入札を取り止め、入札参加資格要件等の見直しを行い、新たに一般競争入札、 公募型指名競争入札又は指名競争入札を執行する。なお、指名競争入札を執行す る場合には、当初の入札参加者をすべて入替える(すべて入替えることが困難な 場合は一部を入替える。)ものとする。
  - b 入札を延期し、新たな入札参加者を数者追加指名し、公募型指名競争入札を執 行する。
- (エ) 当初の入札が指名競争入札の場合
  - a 入札を取り止め、新たに一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札 を執行する。なお、指名競争入札を執行する場合には、当初の入札参加者をすべ て入替える(すべて入替えることが困難な場合は一部を入替える。)ものとする。
  - b 入札を延期し、新たな入札参加者を数者指名し、指名競争入札を執行する。
- ウ ア又はイ((ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)ですべて入替える場合を除く)の場合、全て入札 参加者に、第1回の入札において積算内訳書等を提示するよう要請する。入札には積 算内容を把握している職員が立ち会い、全ての入札参加者が入札書を入札箱に投入 した後に、同職員が談合の形跡がないか、開札前に積算内訳書等について入念に調 査する。

ただし、入札日において事情聴取を行うなど、あらかじめ積算内訳書等の提示を 要請する時間的余裕がないときは、入札日を延期して入札を執行する。

- エ 積算内訳書等の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、上記(2)により対応する。
- (4) 一般競争入札の場合の留意点
  - 一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表していないこと等から、入札日における入札参加者を対象として、上記(1)以下により対応する。
- 第8 入札執行後に談合情報を把握した場合の対応

入札執行後に談合に関する情報を把握した場合は、以下の手続によることが適切か否 かを第5により判断するものとする。

## (1) 契約締結以前の場合

## ア 事情聴取

第7(1)と同様の手続により、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行ない、聴取結果については事情聴取書を作成する。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規程第11条の規定に基づき、入札を無効とする。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った 者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。

(2) 契約締結後の場合

第7(1)と同様の手続により、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、 聴取結果については、事情聴取書を作成する。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約の履行期限等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

また、公正取引委員会等の判断により、談合事実が確定したときは、当該契約の契約条項に基づき違約金を徴収するものとする。

## 第9 公正取引委員会等への通報

- 1 総務部長は、第4により事務局から報告を受けた場合及び第7以下の手続により事情聴 取書を作成した場合に公正取引委員会に逐次通報するとともに、当該入札の調査結果に ついては様式4により公正取引委員会へ通報する。
- 2 公正取引委員会へ通報を行う場合は、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札調 書の写し等を送付する。
- 3 総務部長は、第7以下の手続により調査を行った結果、談合の事実があったと認められる場合、様式5により公正取引委員会へ通報するとともに様式6により北海道警察へ通報する。

附則

この要領は、平成8年2月15日から適用する。

附則

この要領は、平成9年12月9日から適用する。

附則

この要領は、平成11年6月1日から適用する。

附則

この要領は、平成11年9月7日から適用する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成14年5月1日から適用する。

附則

この要領は、平成15年4月15日から適用する。

附則

この要領は、平成15年11月1日から適用する。

附則

この要領は、平成16年12月16日から適用する。

附則

この要領は、平成17年10月3日から適用する。

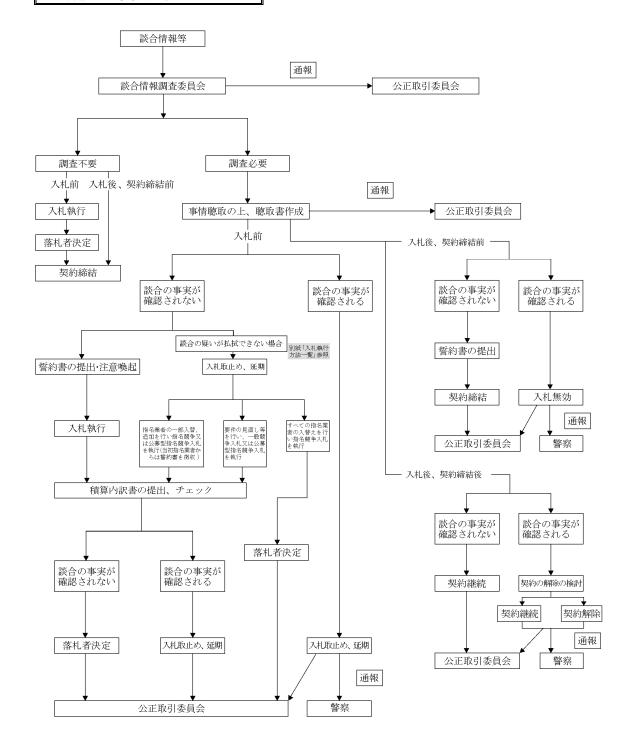
附 則 抄

1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

# 入札執行に係る注意事項

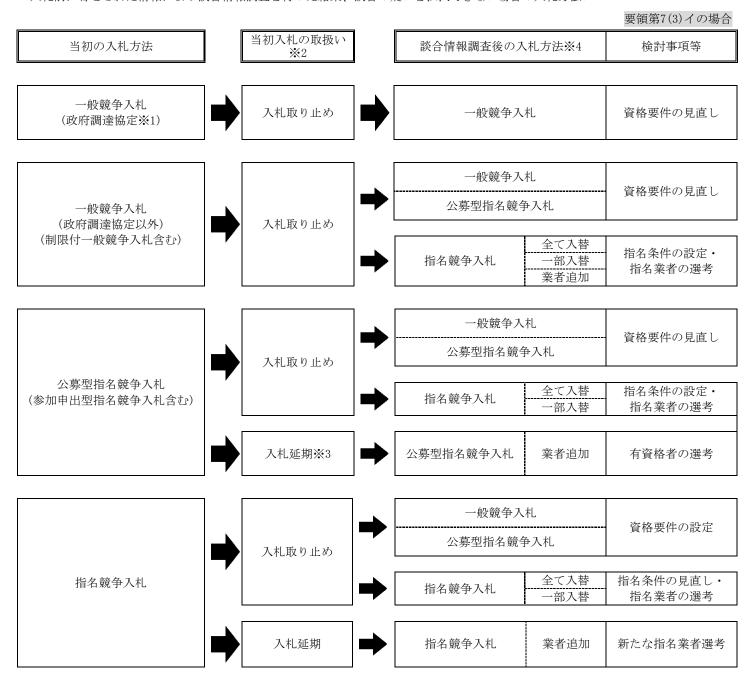
- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律及び札幌市水道局入札心得等を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、契約以前に談合の事実が明らかと認められた場合には、札幌市水道局契約規程第11条により入札は無効とする。
- 3 契約後に談合の事実が明らかと認められた場合には、札幌市水道局契約規程第34条により契約を解除することがある。

# 談合調査委員会の調査フロー図



#### ○入札執行方法一覧

< 入札前に寄せられた情報により談合情報調査を行った結果、談合の疑いを払拭できない場合の入札方法>



- ※1 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)の適用のある契約をいう。
- ※2 入札までに時間がないときには、談合情報調査を行うために一時的に入札延期を行った後、当初入札の「入札取り止め」又は「入札延期」を行うこととする。
- ※3 公募型指名競争入札等において「入札を延期し、業者を追加する」とは、公募等に応募した者のうち有資格者と認められる者全てを指名していない場合に、指名していない者を指名することをいう。
- ※4 当初入札が政府調達協定に係る一般競争入札の場合、調査後に行う一般競争入札には、制限付一般競争入札を含まないが、それ以外の当初入札の場合には、制限付一般競争入札を含むすべての一般競争入札のことをいう。